

第8回障がい者制度改革推進会議

平成22年4月19日(月) 13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

○福島大臣：地方都市に行くと推進会議について質問を受ける。障害者施策が変わる期待がある。制度・法律を作るまで頑張りましょう。

12団体へのヒアリング (資料参照)

① 日本自閉症協会

自閉症の親の立場。成人期に自閉症、広汎性発達障害に関わる緊急な対処を必要とする潜在的な問題が圧倒的に多い。行動障害を伴うので自閉症専門施設での療育が必要である。ともに生活し・教育を受けるのは基本と考えるが、自閉症の学校教育は特別支援教育の中で行われるのが望ましい。

質問/特別支援校での分離教育をのぞんでいるが、アスペルガーなど統合教育にふさわしい人もいる。自閉症は通常学級での教育がふさわしいと考えるが、統合教育にどのような問題があるのか。

→一般教育・統合教育の中でという基本は理解する。インクルージョンで重度の自閉症が良くなった例もあるが、症状が進む場合を考えると養護学校の中に自閉症の学級作り、養護学校から特殊学級また通級制とするのがふさわしい。

質問/精神障害の中で自閉症専門の地域生活支援センターをつくる意味は何か。他障害との関係、センターの設置条件についてはどう考えるか。

→支援センターを自閉症中心として、専門的にやっている施設と連携するのが理想。

② 尼崎市内障害者関連団体連絡会 (唯一地方からの団体)

応益負担を廃止し、本人所得に応じた利用料とする。報酬単価を月ごとに。地域生活支援事業を国1/2、県1/4、市1/4負担とする。小規模作業所・地域活動支援センターを国の補助事業として国1/2、県1/4、市1/4負担とする。障害者が自立できる所得保障を。ケアホーム・グループホームに補助金を。福祉就労を労働と位置付ける。1割負担を直ちに廃止の要望。

質問/地域生活支援事業は移動支援事業のみで国からの予算が消えている。他にどのような社会参加の制約や不都合があるか。国の責任と地方分権について、地域の立場での意見を。

→たとえば選挙の投票に行くのにさえヘルパー派遣に2時間700円払う。研修会(受講料+介護費)・旅行(2人分の参加費+介護費)で2.5倍の負担になり、参加が減った。障害者施策は国の責任である。

③ 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会

特に長い休みの場合は、母親が働けず、心身に疲労を抱える。①学校教育では障害のある子どものニーズが完全に充足されない。②放課後支援の必要性が高いが、受け入れる団体・事業所の設置状況は地域格差が非常に大きい。箇所数も不足、職員の人材確保できず、待機児童も多い。③障害のある子どもの放課後活動の制度化を検討いただきたい。応益負担や日払い制を導入しない。推進会議に子ども部会の設置を。

質問/学校だけではなく放課後活動の中で障害のある子どもの自立のための効果的なプログラムはあるか。

→気持ちのコントロールができない子供が、好きなおやつ作りを通してコントロールできるようになる。また、友達関係の中で自分を抑え相手の気持ちを受け入れられるようになる。学校と家庭以外の地域の生活で子供らしい生活ができるようになる。

質問/放課後活動の制度化するのに現在の単価が低いのはなぜか。

→児童デーサービスⅡ型は乳幼児療育中心のもので、障害のある学齢時の3割以上受け入れているところは厚生労働省が報酬単価を引き下げた。障害のある子どもの放課後活動に必要な公費は乳児中心の療育と遜色ないもの。改善が必要である。

④ 障害者差別禁止法（JDA）を実現する全国ネットワーク

障害者差別禁止法を早期に制定すること。障害のある人に対する福祉サービスの充実と障害のある人への誤解や偏見をなくしていく取り組み。国連の障害者権利条約の早期批准。障害のある人を保護の対象から権利の主体に変える、国の施策を転換しなければいけない。

質問/政治家に頼むのではなく市民が権利条約を批准できる国を作るのが大事。千葉の条例も当事者が立ち上がったからできた。国レベルで運動を進めるにはどうしたらよいと考えるか。

→個々の違いを乗り越えながら、合理的配慮義務や裁判の模範性といった大枠で進め、人間の側に立った政権・政治を一市民のレベルで連帯していく必要。細かいところは追ってつめていく。

⑤ 全国知的障害者施設家族会連合会

知的障害をもつ者の家族を当事者として位置づける。自分の暮らしは自分で決められる制度にする。入所施設の充実と拡充。安全安心な社会づくり。権利条約により不幸になる人がないように注意してほしい。障害者のセイフティネットを確保する。虐待防止法の検討。障害者のいない社会はないのだから障害福祉に係る費用はすべて国の負担とする。

質問/地域生活ができないから施設は必要ということだが、どうしたら地域で生活できるか。

→意思表示、自己主張（言葉、文章）ができる知的障害者は少ない。地域の中で安心・安全に暮らす保障、基盤がない。地域で暮らす場合、親の代わりに支援者・ヘルパーが24時間必要となるが、財政的な裏付けはあるのか。

質問/批准して不幸になるとはどういうことか。

→権利条約19条に特定の生活様式を営む必要はない。とあるが入所施設を特定の生活様式と考え、本人、家族のニーズを無視して、施設を解体すれば不幸な人が出ると考える。地域で生きられたら結構なことだが、どういう支援ができるのか。自閉症、知恵遅れ、発達障害、情緒障害の人が施設から出て暮らせる条件があるのか。

⑥ 全国遷延性意識障害者・家族の会

「植物状態」で障害が重い。第三者による被害も多いが施策は不十分。リハビリの日数制限で介護保険等が打ち切られた。医療からは治療は終わり障害といわれ、福祉では障害が重過ぎて受け入れられないという、医療と福祉の谷間におかれている。医療的ケアの体制緩和がなく、福祉施設に入れない。難病対策にも該当せず、労災や自賠責等の被害者対策にも該当しない場合、障害程度区分6ではほとんど支援サービスは受けられない。医療保障の充実を。要望①具体的な実効性のある支援を。②推進会議に「重度者部会」を作してほしい。③開業医や訪問介護ステーションの連携で家族の延長のようなノンバーバルなコミュニケーションができる小規模施設を。

質問/医療介護者の医療行為の範囲はどう考えるか。重度訪問介護はどこまで使えるか。どのような条件があれば地域で暮らせるか。

/重度の身体障害者の24時間介護には、重度訪問介護は使いにくい。看護的な支援がないと使えないのか。

→医療的グレーゾーン。厚労省研究事業では経管、吸引、導尿介助は問題ないとしている。呼吸器管理、糖尿の注射など家族ができることは研修があればできる。重度訪問介護は使

しやすい制度である。重度訪問介護でヘルパーが経管栄養ができないので改善を希望する。
質問/都は重度身体障害者のグループホームがあるが小規模の生活の場はどう考えるか。
→訪問介護ステーションがキーワードになるのではないかと。開業医の協力でやっていける。
24時間介護は4人のグループホームの場合、夜間の介護は二人で必要最低限の介護はできる。
昼間は家族の介護、また通いもあり。

⑦ 全国引きこもりKHJ親の会（家族会連合会）

不登校の8割が遷延化し、大人の引きこもりとなる。リバンドしやすい。引きこもりは怠けと誤解を受けやすいが、重いうつ病のこともある。障害の範囲、定義の見直しに関し、制度の谷間になっている引きこもりの諸症状である精神疾患を入れる必要性を求める。

質問/引きこもりは全部障害者政策の範疇なのか。

/引きこもりは未受診の人が多し。どのように手が差し伸べられるか。精神疾患でない引きこもりの人にはどのような手助けができるか。

/引きこもりで精神疾患でなくても、社会との間に障害がある。よいサービスとは何か。

→厚生労働省のガイドラインが6月に発表される。実態調査では引きこもりの95%に疾患名がついた。引きこもりの未受診には内部啓発や訪問サポートが必要。制度で支援やスキルを育てていく必要がある。

⑧ 難病をもつ人の地域自立生活を確立する会

制度の谷間のない障害者制度を。介護・就労の部会に参加希望。

質問/疾患の臓器の種別で障害の該当・非該当の違いが出ていると思うが、難病をもつ人と障害者の定義をどう考えるか。

/難病をもつ人への福祉サービスについて対象となる難病の範囲を拡大する際に在宅生活困窮度で分けるのはどうか。

→難病と障害を分けるよりも、何に困っているかに福祉サービスを提供するのが大事。自立支援法居宅サービスの中、難病者へのサービスは30%のみ。難病と障害をあえて分ける必要はなし。現在あるサービスの定義、対象を広げて使えるようにする。

質問/障害の定義、障害者手帳制度について聞きたい。

/手帳に代わる診断書の有効性は？

→福祉サービス利用に手帳あるなし、入り口であるなしで排除されるのは差別的な法律である。ない人はどうしたらいいのか？

難病の会/部会に入れてほしい。部会に入るための決議をいただきたい。または部会の参加要件をききたい。

→議長代理/ここはヒアリング。要望は真摯に受け止める。推進室と話し合ってもらおう。

⑨ 全国福祉保育労働組合

民間事業施設で働く職員の待遇改善。障害者雇用・就労施策の見直しと拡充 ①授産施設（就労継続支援事業B型）に働く障害者の労働権を認める。②働く場での利用料負担は無償が原則 ③雇用における「合理的配慮」の義務化。政府の情報開示。労働政策としての施策。人材確保の問題。職員待遇の改善。障害者支援に関わる職員の専門性と待遇の保障。
質問/手話通訳者、介助者の雇用の関係が明確ではなく、労災が適用されない現状をどう考えるか。抜本的な解決策はあるか。

→ボランティアは賃金雇用として認められないが、市民の参加が豊かになるのは大事。聴覚障害者が必要とする日常生活・就労に介護・コミュニケーションサービスを提供する手話通訳者は公的に保障された労働者であるべき。公的な制度の保障と表裏一体。労働者として認めて行くのが大切と思う。

質問/事業者と利用者の契約ではなく、自治体と利用者の契約関係にするとは。

→福祉サービスが提供されるにあたって国の公的責任制が大事。事業所が自治体と契約して福祉サービスを提供し、利用者は自治体と契約してサービスを利用する。自治体が事業所から提供されるサービスに対して公的責任を持つ制度が必要と考える。

質問/児童サービスは措置制度を継続すべきとは。措置制度が正しいという主張なのか。

→障害児施設では施設、自治体によって措置と契約が混在している。契約と措置では利用料の問題や子どもの処遇上の違いも出てくる。旧来の措置制度に戻るのがいいわけではなく、現状では措置制度を継続しながら新たな制度設計の議論をしていく必要があるのではないか。

⑩ 全国肢体障害者団体連絡協議会

障害者が安心して生活し、障害の発生時から全生涯にわたり切れ目、隙間のない総合的な制度の確立。現行制度の不条理、差別をなくす。現在の障害者の問題、現状を直視し、問題点の把握と解決策を検討。障害者と家族、専門家の意見を参考にする。所得保障制度の確立。補装具、福祉用具の充実。バリアフリー化。

質問/障害に正しくむきあうことを保障する教育のイメージは。障害に向き合うのは障害者本人だけに求められているのか。本人・周りの人たちのニーズも不可欠と思うが。

→中高に通った養護学校で障害者の置かれている状況について学び役に立った。障害者自身が、できるんだ。やらなければならないと学ぶことが大事。

質問/所得保障の月額いくらと考えるか

→金額は少なくとも生活保護を下回らないようにと考える。世の中の不条理を洗い出す部会の設置を望む。

⑪ 年金制度の国際条項を完全撤廃させる全国連絡会、学生無年金障害者訴訟全国連絡会

学生無年金障害者の裁判争点は任意加入制度、初診日問題。特別障害給付金の支給対象拡大と支給額アップ、申請手続きの簡略化の見直し。生活基盤の安定、所得保障が前提。

在日無年金障害者問題は救済措置がまったくとられていない。特別障害給付金からも除外されている。国民年金法の国籍要件撤廃時（1982年）に20歳を越えていた重度障害者は無年金のまま放置。日本に住み、日本人同様の生活をしていて年金はない。

質問/いまだに救済措置からはずされているのはなぜか。

→救済制度が作られたときに、在日を外させた理由はわからない。学生は任意加入で対象となるが、在日はもともと制度の対象外だからない。制度の対象でなかった在日は救済する必要はないとの政府見解がある。もし救済すると日本人との公平性が保てないという理由。中国残留邦人は救済される。在日は税金を払っているのに年金から除外されている。

質問/無年金問題の国民年金の保険原理の壁とは何か。破るためにはどうしたらいいか。

→年金は保険制度なので保険料を払っているという要件がある。保険原理をクリアしないと所得保障はない。障害者にあつた所得保障制度の検討を。

質問/新たに無年金者はどのくらい発生しているか。

→厚生労働省が実態調査をしてデータを出してほしい。

⑫ 「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会

支援センター、グループホームなど障害者の自立支援に係わる団体。様々な当事者団体が地域生活、自立生活を実現できるサービス、法制度を求めて活動中。医療モデルから社会モデルへのパラダイム・シフト。地域生活の確立。国庫負担金の上限をなくす。シームレスな介助サービスが必要。

質問/長時間介助の保障について、重度身体障害者には重度訪問介護がある。知的・精神の

長時間介護の仕組みをつくる場合、重度訪問介護の枠を広げるのか、新しい制度設計か。
→重度訪問介護は居宅・外出に使える。知的・精神を含めた介助制度についても場所に限定されずに使えるいい制度。

質問/現行の自立支援協議会にかわる新しい仕組みとは何か。

→自立支援協議会は機能していない。当事者が入っていない。当事者の声が施策に反映されない。例として西宮市は座長が当事者。地域移行を支える実績がありうまくいっている。

質問/重度訪問介護が支給決定された場合、事業所が少ないがどう考えるか。

→できる事業所がない。また重度訪問介護の単価が低い。(居宅サービス 4000 円、重度訪問介護 1830 円) 単価を上げる必要。施設から地域移行のサポート活動が必要。

質問/シームレスな介助サービス支援の具体的な解決方法とは。

→職場介護 学校介護と区切るのではなく、生活は一つなのだから、行き場所によるのではなくどこでも場所に関係なく使えるのがいい。

○議長代行：12 団体の共通は『谷間と理不尽』。全国組織の団体は 100 以上。推進会議に参加できないが、そのことに思いをはせるのが大事。

●今後について

第9回4月26日(月)13~17時 省庁ヒアリング。文科省：教育。法務省：司法へのアクセス。総務省：政治参加について。文科省推薦の団体へのヒアリング。

総務省：情報アクセスについては第10回5月10日に。